

信用取引取扱規定

新文書	旧文書	備考
		(略)
1. この規定は、お客様が三菱UFJ eスマート証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込された証券口座で行われるインターネットを利用した取引及びそれに付随する業務の取扱いのうち、特に信用取引および「 <u>おためし信用</u> 」取引（以下、 <u>特段の用語の</u>	1. この規定は、お客様が三菱UFJ eスマート証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込された証券口座で行われるインターネットを利用した取引及びそれに付随する業務の取扱いのうち、特に信用取引に関する取決めます。	変更
<u>使い分けをしていない限り両者を合わせて「信用取引」といいます。）に関する取決めます。</u>		追加
		(略)
(6) お客さま基本情報のご投資目的（方針） <u>および投資経験が、次のいずれかに該当すること</u>	(6) お客さま基本情報のご投資目的（方針） <u>「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であること</u>	変更
① <u>ご投資目的が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であり、株式(現物・信用)・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験がある場合</u>	(7) <u>株式(現物・信用)・先物・オプション・CFD・外国為替証拠金取引のいずれかのご経験があり、かつ本取引に関する知識があること</u>	変更
② <u>ご投資目的が「収益性重視」または「安定性・収益性重視」であり、前号の取引経験がない場合</u>		追加
③ <u>ご投資目的が「安定重視」または「利回り重視」である場合</u>		追加
<u>※①に該当する場合は通常の信用取引口座、②または③に該当する場合は「おためし信用」取引口座の開設申込みとして取り扱います。</u>		追加
(7) <u>18歳以上であること</u>	(8) <u>18歳以上であること</u>	変更
		(略)
<u>3. 法人口座について</u>		追加
<u>・第1項5号、6号の要件は適用しません。5号については、「純資産100万円以上」を要件とします。</u>	<u>3. 法人口座については第1項5号、6号の要件は適用しません。5号については、「純資産100万円以上」を要件とします。</u>	変更
<u>・「おためし信用」取引口座は開設できません。</u>		追加
<u>4. 年齢について</u>		追加
<u>・80歳以上の場合、信用取引口座および「おためし信用」取引口座のお申し込みができません。</u>		追加

新文書	旧文書	備考
<u>・ただし、信用取引口座については、制限解除の個別審査を希望することができ</u> ます。制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。	<u>4. 年齢80歳以上の場合、申込を制限させていただく場合がございます。</u> <u>なお</u> 制限解除の個別審査を希望される際には、当社へご連絡いただく必要があります。	<u>変更</u>
		(略)
1. 委託保証金の額は、建玉金額の30%（「 <u>おためし信用</u> 」取引の委託保証金率は <u>100%</u> ）とします。また、その額が30万円に満たない場合は、30万円以上とします。ただし、金融商品取引所等、及び証券金融会社等、又は、当社が委託保証金率の規制又は変更を行った銘柄については、この限りではありません。	1. 委託保証金の額は、建玉金額の30%（委託保証金率）とします。また、その額が30万円に満たない場合は、30万円以上とします。ただし、金融商品取引所等、及び証券金融会社等、又は、当社が委託保証金率の規制又は変更を行った銘柄については、この限りではありません。	<u>追加</u>
		(略)
2. 前項の委託保証金率が30%（「 <u>おためし信用</u> 」取引の委託保証金率は <u>100%</u> ）若しくは委託保証金の額が30万円（代用掛目換算額）を下回っている場合は、委託保証金からお預り金への振替、新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。	2. 前項の委託保証金率が30%若しくは委託保証金の額が30万円（代用掛目換算額）を下回っている場合は、委託保証金からお預り金への振替、新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。	<u>追加</u>
		(略)
<u>(2026年 10月) 改訂</u>		<u>追加</u>
		(略)

信用取引申込書兼信用取引に関する覚書

新文書	旧文書	差分
		(略)
1. 差し入れて頂く委託保証金の額は、建玉金額の <u>30%</u> （「 <u>おためし信用</u> 」 <u>取引の場合100%</u> ） <u>以上で、かつ30万円（代用掛目評価額）以上が必要です。</u> ただし、金融商品取引所等の取引規制等又はこの判断により、委託保証金の額は変更されることがあることを甲は了解するものとします。	1. 差し入れて頂く委託保証金の額は、建玉金額の <u>30%</u> （ <u>最低30万円（代用掛目評価額）</u> ） <u>とします。</u> ただし、金融商品取引所等の取引規制等又は乙の判断により、委託保証金の額は変更されることがあることを甲は了解するものとします。	<u>変更</u>
		(略)
2026年10月 改訂	2025年2月 改訂	<u>変更</u>
		(略)